

第1章

子ども虐待の防止・対応にあたり、知っておくべき基本的なこと

1 児童虐待防止法における「児童虐待」の種類と概要



(1) 「子ども虐待」とは

虐待は、不適切な養育環境や言葉などによる心理的虐待も含まれます。



「子ども虐待」は、子どもの心身の発育、発達に深刻な影響を与え、ときには、子どもの生命さえ奪うこともある重大な権利侵害です。市町村や児童相談所への虐待相談は年々増加しています。虐待から子どもたちを守り、子どもが心身共に健全に成長し、社会的自立に至るまで、支援することは社会全体で取り組まなければならない課題です。

「虐待」という言葉のイメージは、非常に残酷な響きがありますが、殴る、蹴るといった身体的虐待や性的虐待だけでなく、不適切な養育環境や心理的虐待なども含まれるということに留意する必要があります。

愛情に根ざしたしつけのつもりでも、親の行為が子どもに害を及ぼす



ものであれば、それは虐待です。

「子ども虐待」を考えるうえで大切な原則は子どもの心身の安全を守ることです。「しつけ」とは保護者側の行為です。子どもへの不適切な関わりを、保護者が「しつけ」と言い張ることがよくあります。しかし、その行為が「子どもが心身ともに安全で健やかに育つ権利を、保護者が侵害しているかどうか」という点から見る必要があります。一つひとつの具体的な行為が虐待にあたるかどうかは、その頻度や程度により、一概には言えませんが、大切なこと、たとえ愛情に根ざしたしつけのつもりでも、親の行為が子どもに害を及ぼすものであれば、それはまさしく虐待であるといえます。

(2) 児童虐待の種類

「児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）」では、第2条において「児童虐待」を次のように定義しています。

「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

これら4つの行為を具体的に例示すると、次のようになります。子ども虐待は、子どもに加えられる行為によって次の4つに分類されますが、これらは単独で起きるばかりではなく、重複していることが多くあります。

文中の下線_____については、P6～P7を参照ください。

身体的虐待



暴力により身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為、またはそのおそれのある行為を指します。

たとえば、次のような行為を指します。（首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬に戸外にしめだす、一室に拘束する、意図的に病気にする など）

性的虐待



性的な行為や性的な関係を強要し、性的な写真を撮ったりする行為を指します。また、これらの行為を子どもにさせることも入ります。

子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強要やそのかすこと。
子どもに性器や性交、ポルノ映像などを見せること。
子どもをポルノ写真などの被写体にする事。

ネグレクト

(保護者の怠慢ないしは拒否)



保護者の怠慢、拒否、放置などにより、子どもの健康状態や安全を損なう行為を指します。また同居人による虐待行為を、保護者が止めない場合もネグレクトとみなします。

子どもの健康や安全に配慮を怠っていること。(たとえば、家に閉じこめる、**重大な病気になっても病院に連れて行かない** など)

食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心、怠慢など(適切な食事を与えない、下着などを長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させるなど)

子どもを放置したり、遺棄したりすること。

心理的虐待



ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、無視したりすることで不安に陥れたりする行為です。また、**配偶者への暴力も、子どもに対する心理的虐待** です。

言葉で脅かしたり、脅迫したりすること。

子どもを著しく無視したり、拒否的な態度を示すこと。

子どもの心を傷つけることを繰り返し言うこと。

他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをすること。

時間を問わず長時間にわたり厳しく叱責すること。

時間を問わず長時間にわたり日常生活の監視をすること。

子どもが目撃するか否かにかかわらず、配偶者やきょうだいに対し暴力をふるうこと。(DVの問題のある家庭で子どもが育つことも含みます。)

2 虐待が子どもに及ぼす影響

保護者の子どもに対する虐待により、子どもは、身体や知的発達、情緒・心理面、行動、対人関係などで、様々な影響を受けると言われています。

(1) 身体への影響

打撲、切創、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られます。また愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。こうした

子どもは、一時保護された後の短期間で大幅な身長伸びや体重増加を示すことがあります。

身体的虐待が深刻な場合には、死に至ったり重い障害が残る可能性があります。

(2) 知的発達への影響

安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことができなかつたり、またネグレクトの状態では養育されることで、学校への登校もままならない場合があります。そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分に得られないことがあります。

また、虐待する養育者は子どもの知的発達にとって必要なやりとりを行わなかつたり、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合があります、その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうこともあります。

【コラム1】

「一時保護所における学習指導の現状と課題 平成24年度 山梨県福祉専門職研究協会」

一時保護所では、虐待や養育困難、非行行為等の様々な理由から家庭や地域での生活が難しくなってしまった児童を保護している。以下の表は、平成24年度に4ヶ月間において一時保護した学齢児9名(小4~高2)を対象に学習到達度、学習習慣(入所前・後)、学習意欲、学習理解についてアンケート調査を行った結果である。

表1 一時保護した学齢児の学習到達度

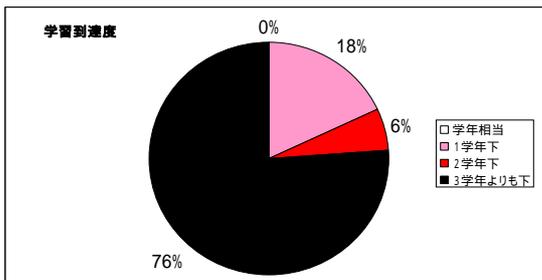


表2 一時保護した学齢児の学習習慣 入所前

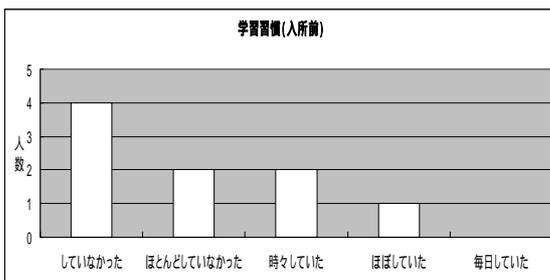


表3 一時保護した学齢児の学習習慣 入所後

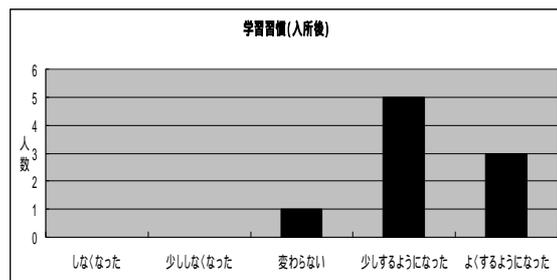
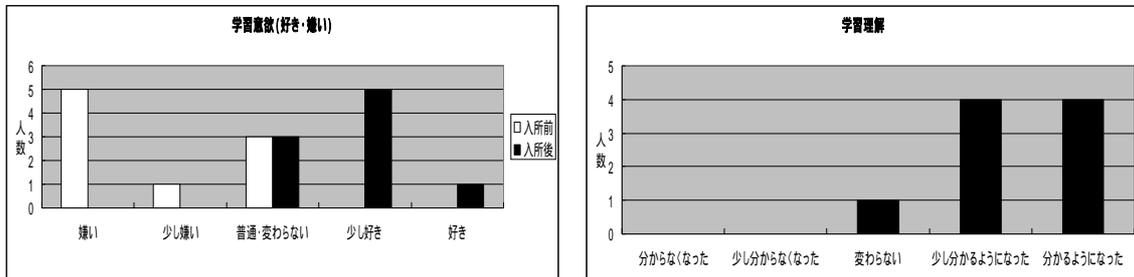


表4 一時保護した学齡児の学習意欲（好き・嫌い） 表5 一時保護した学齡児の学習理解

入所前と入所後の比較



(3) 心理的影響

ア．対人関係の障害

子どもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることにより、子どもは要求を適切に満たされることのない状態となります。そのため、子どもは、愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係を構築することができなくなり、結果として他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となり、対人関係における問題を生じることがあります。たとえば、対人的に不安定な愛着関係となって自分の気持ちとは矛盾した態度をとったり、表層的な無差別的愛着行動を示す場合があります。また保護者以外の大人との間に、虐待的な人間関係を反復する傾向を示すこともあります。

イ．低い自己評価

子どもは、自分が悪いから虐待されるのだと思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じたりすることがあり、そのために自己に対する評価が低下し、自己肯定感を持っていない状態となることがあります。

ウ．行動コントロールの問題

保護者からの暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになることがあります。そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する場合があります。

エ．多動

虐待的環境で養育されることは、子どもを刺激に対して過敏にさせることがあり、そのために落ち着きのない行動をとるようになることがあります。注意欠陥・多動性障害（ADHD）に似た症状を示すため、その判断が必要となる場合があります。

オ．心的外傷後ストレス障害

受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷後ストレス障害（PTSD）として残り、思春期を中心に問題行動として出現する場合があります。

カ．偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求にしたがって先取りした行動をとるような場合があります。さらには精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割分担を果たさなければならないようなこともあり、ある面では大人びた行動をとることがあります。一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題を表出してくることもあります。

キ．精神的症状

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがあります。たとえば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等が見られることがあり、さらには強い防衛機制としての解離が発現し、まれには解離性同一性障害に発展する場合があります。

以上のように、虐待は子どもの心身に深い影響を残し、その回復のためには長期間の治療やケアが必要となります。

3 知っておきたい子ども虐待に関する用語とトピックス

揺さぶられっ子症候群（shaken baby syndrome SBS）（ ）

1歳未満の乳児を抱いて、急激に頭部を揺らすと、頭蓋骨の中で脳が動き、脳の血管が切れてしまいます。このため脳出血や眼底出血などを起こし、死亡したり、重度の障害を残す場合があります。

代理によるミュンヒハウゼン症候群（ ）

保護者が、もともと何ら健康上の問題がない子どもに病気の症状を作り上げ、献身的に看護する姿を演じ、他人の関心・同情を集めようとする行為です。

医療ネグレクト（ ）

保護者が児童に必要な医療を受けさせないことです。治療を受けないと子どもの生命・身体・精神に重大な影響が及ぶ可能性が高いにもかかわらず、保護者が治療に同意しなかったり、治療を受けさせる義務を怠ったりすることです。

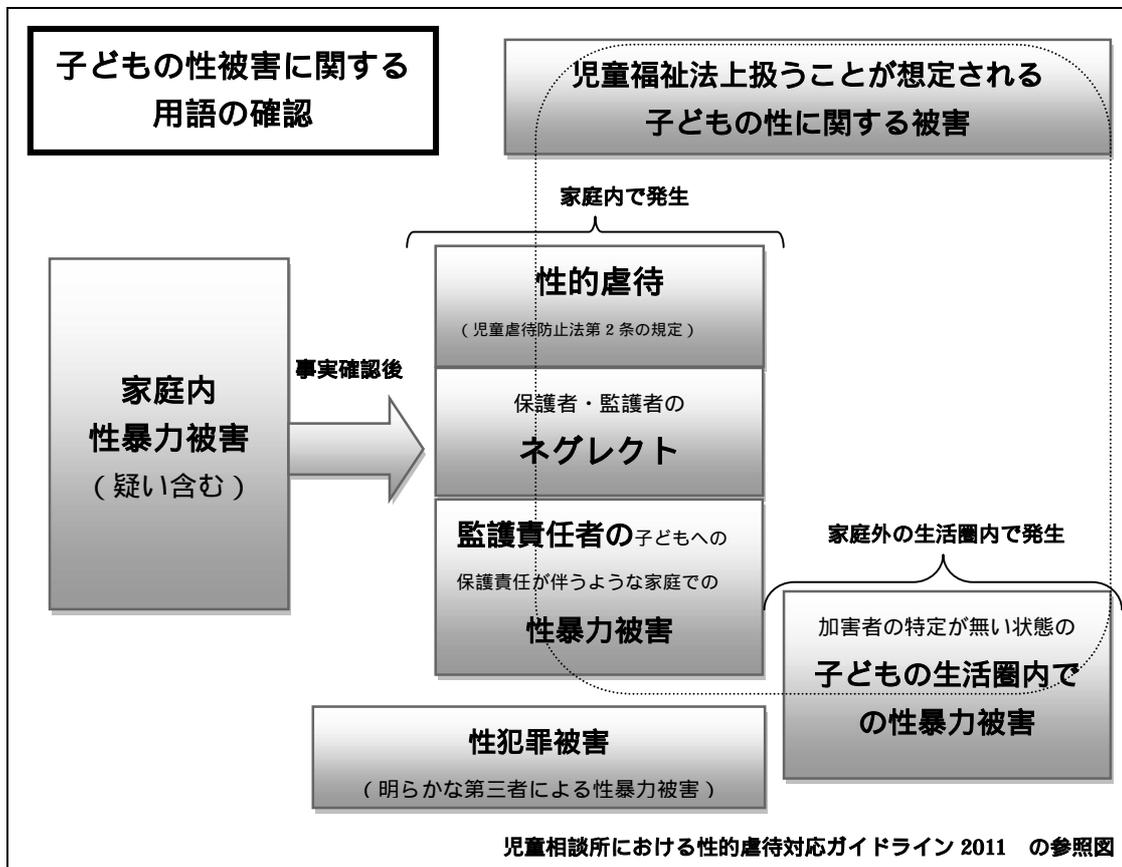
DVの目撃（ ）

配偶者の暴力と愛着の繰り返し（DV サイクル）を見続けることで、二面性を持って成長していく可能性があり、児童虐待防止法の改正によって、子どものDV目撃は心理的虐待に加えられました。

性的虐待

『児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2011年』において、子どもの被害に関する記述は図1のように整理し、使用されています。

（図1）



マルトリートメント（不適切な関わり）

諸外国では虐待を、親や保護者と子どもとの関係にとどめず広く「大人（適否の判断ができる子どもを含む）の子どもに対する『不適切な関わり』」とする考え方が一般的です。この考え方を「マルトリートメント」といいます。今のところ生命に拘わらないが、危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けていたり、適切さを欠く養育が行われていたり、明らかな心身の問題が生じていたりする状態を含んでいます。日本でも「虐待」の代わりにこの言葉を使う人が増えています。

被害（事実）確認面接

児童福祉法上の子どもの保護又は親権に対する分離介入の必要性に関する、性的な被害事実の確認のための法的な立証性に配慮した事情聴取面接のことをいいます。欧米での forensic interview の児童福祉領域での適用に当たり、基本的にその手法を適用します。（ただし、ビデオ録画やチームによるバックアップ等を含めた詳細は日本では未確立であり、技術訓練についても個別的な民間のいくつかの試みに限られています。）

司法面接（forensic interview）：今後、警察・検察が事件捜査として被害・加害の事実確認、法的な立証性において forensic interview の手法に従った面接を実施する場合を想定した呼称

オレンジリボン運動

平成 16 年、栃木県小山市で 3 歳と 4 歳になるきょうだいが何度も父親の友人から暴行を受けていました。そのため、いったんは保護をされましたが、その後周囲の諸機関が適切な措置を取らなかったために再び暴行を受け、橋の上から川に投げ込まれて幼い命が奪われる事件が起こりました。

平成 17 年、二度とこのような事件が起こらないようにという願いを込めて、子ども虐待防止を目指してオレンジリボン運動が始まりました。

<http://www.orangeribbon.jp/>

また、厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、毎年集中的な広報・啓発を実施しています。



4 児童虐待防止法成立の経緯

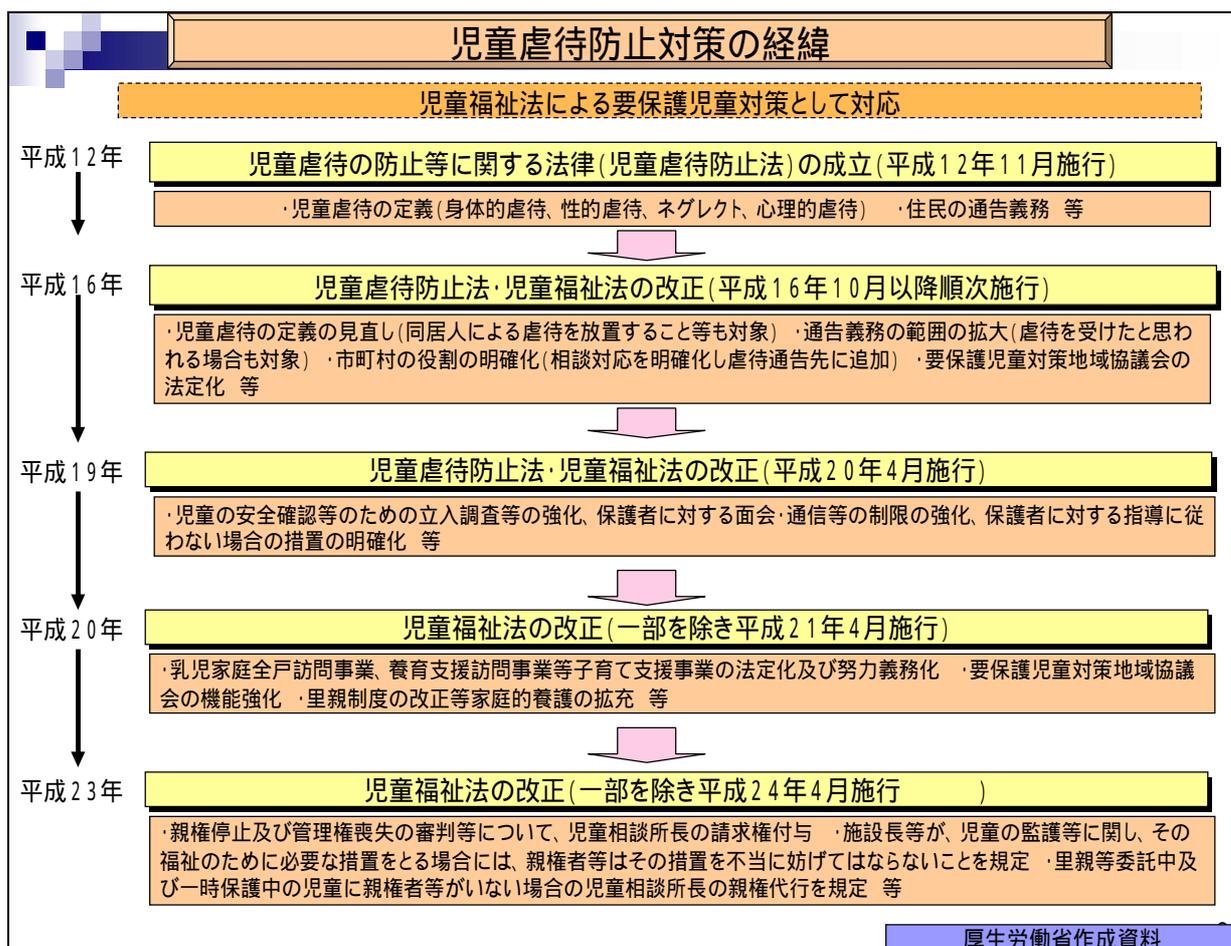
もともと日本においては、昭和 22 年に制定した「児童福祉法」には、子ども虐待に関して、通告の義務、立ち入り調査、一時保護、家庭裁判所への申し立てが盛り込まれていました。

しかし、多くの人々が、虐待を発見したときには児童相談所等への通告の義務があることを知りませんでしたし、児童相談所は立ち入り調査には積極的でなく、家庭裁判所への申し立ては、申し立ての手続きのやり方がわからない、承認が出るまで数ヶ月を要し時間がかかりすぎるから意味がない、などの理由から、皆無に近い状態が続いていました。

平成 12 年「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、児童虐待の定義、住民の通告の義務が明確化されたことで、児童虐待の防止が推進されてきました。

なお、現在の児童虐待防止法とは社会情勢や児童虐待の考え方もだいぶ異なりますが、昭和8年に児童虐待防止法が制定しています。この法律は、家計を助けるための道具（軽業、見せもの、曲芸、物売り、乞食）として保護者や親が児童を使うことを禁止しているものです。

5 子ども虐待防止対策の経緯



平成25年度山梨県における児童虐待相談の状況

1 児童虐待相談件数(全体)

年 度	12	13	14	15	16	17	18	
全 国 (児相分)	17,725	23,274	23,738	26,573	33,408	34,472	37,323	
本 県	児童相談所分	147	185	188	209	293	304	
	市町村全件数					420	424	
	うち困難事例					118	95	
	市町村分(再掲)					302	329	
	計	147	185	188	209	293	555	633
年 度	19	20	21	22	23	24	25	
全 国 (児相分)	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,765 (速報値)	
本 県	児童相談所分	340	401	404	411	477	512	468
	市町村全件数	289	305	331	412	551	463	477
	うち困難事例	47	62	73	51	98	50	58
	市町村分(再掲)	242	243	258	361	453	413	419
	計	582	644	662	772	930	925	887

児童虐待防止法の改正に伴い、平成17年4月から市町村が児童虐待相談の一義的な窓口となっている。

表中の市町村分(再掲)は、市町村が受け付けた相談の全件数から、緊急度の高いものや専門的知識・技術を要する困難事例として、児童相談所が対応したものを控除した件数。

平成25年度の状況

児童相談所への相談件数は前年度に比べ44件減の468件となり、対前年比では、8.6%の減となった。

一方、市町村への相談件数は前年度に比べ14件増の477件、困難事例として児童相談所が対応した58件を控除した相談件数は前年度に比べ6件増の419件となり、対前年比では1.5%の増となった。

児童相談所と市町村を合わせた県全体の相談件数は、887件で前年度に比べ38件の減となり、対前年比では4.1%の減となった。

概要

全体の相談件数は、平成23年度をピークに若干、減少しているものの、依然として多い状況である。

児童相談所の相談件数は、過去最高となった昨年度から減少したが、一方、市町村への相談件数は増加している。

市町村が増加傾向にあるのは、各種研修会などを通して市町村の対応能力が向上し、体制が整ってきたこと、また、県民に相談窓口として周知されてきたことから考えられる。

連絡・通告者としては、近隣・知人、家族、小・中学校等の学校が多い。

主たる虐待者は、実母が多く、実父・実母の双方の場合を加えると7割弱が関わっている。

虐待の内容別には、心理的虐待、ネグレクト(保護の怠慢ないし拒否)が多くなっている。

また、被虐待児童の年齢(構成)は、小学生、0歳～3歳未満が多くなっている。

虐待の要因としては、児童に関しては、発達障害や問題行動が、保護者に関しては、不適切な育児知識・技術や育児姿勢、離婚・別居等が多い。また、社会的な要因としては、経済的困窮、複雑な家族構成が多くなっている。

2 平成25年度 山梨県虐待相談 経路別相談件数																
	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	自市町村	児童相談所	その他	計	
児童相談所分	73	40	96	10	38	2	0	28	1	48	33			99	468	
市 全件数	45	11	74	1		8		9	20	10	66	56	113	64	477	
町 困難事例	8	4	0	0		0		1	0	3	4	3	32	3	58	
村 困難事例控除後	37	7	74	1		8		8	20	7	62	53	81	61	419	
計(児相+困難事例控除後)	110	47	170	11	38	10	0	36	21	55	95	53	81	160	887	
構成割合(%)	12.4	5.3	19.2	1.2	4.3	1.1	0.0	4.1	2.4	6.2	10.7	6.0	9.1	18.0	-	
H 24	計(児相+困難事例控除後)	102	53	203	4	39	17	2	49	39	44	116	67	84	106	925
	構成割合(%)	11.0	5.7	21.9	0.4	4.2	1.9	0.2	5.3	4.2	4.8	12.5	7.3	9.1	11.5	-
3 平成25年度 山梨県虐待相談 主たる虐待者																
	実父実母双方	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	不詳	計								
児童相談所分	88	87	17	235	6	23	12	468								
市 全件数	54	101	8	289	6	8	11	477								
町 困難事例	5	8	1	44	0	0	0	58								
村 困難事例控除後	49	93	7	245	6	8	11	419								
計(児相+困難事例控除後)	137	180	24	480	12	31	23	887								
構成割合(%)	15.4	20.3	2.7	54.1	1.4	3.5	2.6	-								
H 24	計(児相+困難事例控除後)	177	138	27	517	2	49	15	925							
	構成割合(%)	19.1	14.9	2.9	55.9	0.2	5.3	1.7	-							

4 平成25年度 山梨県虐待相談 内容別相談件数								
		身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計		
児童相談所分		140	136	12	180	468		
市	全件数	102	195	2	178	477		
	困難事例	23	19	0	16	58		
町	困難事例							
村	困難事例控除後	79	176	2	162	419		
計(児相+困難事例控除後)		219	312	14	342	887		
構成割合(%)		24.7	35.2	1.6	38.6	-		
H 24	計(児相+困難事例控除後)	206	379	4	336	925		
	構成割合(%)	22.3	41.0	0.4	36.3	-		
5 平成25年度 山梨県虐待相談 被虐待児童の年齢構成								
		0歳~3歳未満	3歳~就学前	小学生	中学生	高校生	不詳	計
児童相談所分		115	86	151	80	34	2	468
市	全件数	123	112	168	52	20	2	477
	困難事例	17	11	22	6	2	0	58
町	困難事例							
村	困難事例控除後	106	101	146	46	18	2	419
計(児相+困難事例控除後)		221	187	297	126	52	4	887
構成割合(%)		24.9	21.1	33.5	14.2	5.9	0.5	-
H 24	計(児相+困難事例控除後)	215	210	311	132	52	5	925
	構成割合(%)	23.3	22.7	33.6	14.3	5.6	0.5	-

6 平成25年度 山梨県虐待相談 要因分析(市町村分のみ)(要因が分かるものについて複数回答)
被虐待児に関する要因

	望まない妊娠・出産	未熟児・低体重児	早胎児・多胎児	親との分離体験	身体発達の遅れ・障害	知的発達の遅れ・障害	発達障害(ADHD、自閉症など)	病弱・虚弱	問題行動	計
市町村	11	1	6	8	4	15	25	8	25	103
(%)	10.7	1.0	5.8	7.8	3.9	14.6	24.3	7.8	24.3	-

H24	11	6	5	5	5	21	20	7	18	98
	11.2	6.1	5.1	5.1	5.1	21.4	20.4	7.2	18.4	-

望まない妊娠・出産 望まれずに出生等
親との分離体験 親戚、施設などに概ね3ヶ月以上預けられた経験等
身体発達の遅れ・障害 低身長、低体重、首がすわらない、歩行ができない耳が聞こえにくい等
知的発達の遅れ・障害 ことばの遅れ、知的障害による手帳の保持等
病弱・虚弱 たびたび医療機関にかかる、ぜんそく、湿疹等
問題行動 盗み、家出、暴力、引きこもり、登校拒否、多動等

虐待者に関する要因

	性格の偏り	精神疾患及び疑い	人格障害	知的障害(明確な根拠のあるもの)	社会的未熟者(若年齢での出産など)	不適切な育児知識・技術や育児姿勢	離婚、別居(ひとり親を含む)	夫婦間の不和	DV	被虐待歴・世代間連鎖	計
市町村	39	41	13	5	26	217	96	35	57	14	543
(%)	7.2	7.6	2.4	0.9	4.8	40.0	17.7	6.4	10.5	2.6	-

H24	50	31	7	2	39	165	91	29	56	15	485
	10.3	6.4	1.4	0.4	8.0	34.0	18.8	6.0	11.6	3.1	-

性格の偏り 衝動性、攻撃性が強い等
精神疾患及び疑い アルコール中毒症、薬物依存症、統合失調症等(医師による所見がある場合)
人格障害 性格特性の著しい偏り

家族の社会的状況・経済状況

	経済的困難	他地区からの転居または転居が多い	転職が多い、失業中	社会的孤立	複雑な家族構成(継父母、内縁関係等)	育児疲れ	反社会的な生活(刑務所入所等)	計
市町村	112	50	34	47	83	44	4	374
(%)	29.9	13.4	9.1	12.6	22.2	11.8	1.1	-

H24	105	36	28	41	63	44	0	317
	33.1	11.4	8.8	12.9	19.9	13.9	0.0	-

転職が多い 雇用先が転々としている等
社会的孤立 外国籍家庭、実家や他人との対人関係を拒否する等
育児疲れ 病人を抱えている、子どもの数が多い等